国民年金や厚生年金・共済年金・企業年金など 驇所得者の申告について

【申告が必要な公的年金所得者】

- ① 平成26年中の公的年金収入が400万円を超える人
- ② 給与所得や事業所得、不動産所得など、公的年金以外の 所得が20万円を超える人

【申告が必要でない公的年金所得者】

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- ② 平成 26 年中の公的年金収入が 400 万円以下で、年金以 外の所得が20万円以下の人



複数の公的年金等を受給している人は、合計 収入金額が400万円以下かどうかで判断し てください。なお、確定申告書を提出する必 要がない人でも、町県民税の申告をすること で町県民税額が軽減される場合がありますの で、ご注意ください。

- 注 所得税を源泉徴収されている人でも、申告すれば所 得税が環付される場合があります。
- 注 雑損控除や医療費控除、社会保険料控除など各種控 除を受ける場合は、申告が必要です。
- (主) 年金の受給額が下表の金額以下にあてはまる人は申 告の必要はありません。

年齡(平成27年1月1日時)	点) 公的年金収入(本人のみ)
65 歳以上	148 万円以下
65 歳未満	98 万円以下

▶ 申告の時に必要なもの

- 平成26年分公的年金などの源泉徴収表(粉失した場合は 年金事務所など各支払先で再発行が可能です)
- 印鑑
- 各種控除を受ける人は生命保険料や地震保険料、社会保 険料などの支払証明書、医療費控除の明細書と領収書
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳・障害者控除対象者認 定証など、証明できるものを持参してください

農業や事業・不動産などで収入がある人

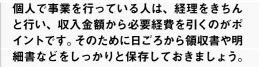
事業所得者の申告について

【申告が必要な事業所得者】

①原則、申告が必要です。

【申告が必要でない事業所得者】

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- (注) 白色申告の人のみ役場で受付します。 青色申告の人は 役場で受付できませんのでご了承ください。



赤池・方城支所で臨時申告会場を設置します! 赤池支所▶2月23日月~25日水

方城支所▶3月4日 水~6日 囹 ※ 受付時間は8時30分~12時/13時~17時です。

▶ 申告の時に必要なもの

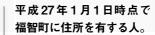
【農業所得がある人】

- 収支内訳書
- 営農口座の通帳など、収入金額が分かるもの
- 農協でもらう申告用の明細書
- 領収書 (農機具購入費などの経費分)
- 各種控除を受ける人は生命保険料や地震保険料、社会保 険料などの支払証明書、医療費控除の明細書と領収書
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳・障害者控除対象者認 定証など、証明できるものを持参してください

【営業所得・不動産所得などがある人】

- 収入金額や経費が証明できるもの(領収書など)
- 各種控除を受ける人は生命保険料や地震保険料、社会保 険料などの支払証明書、医療費控除の明細書と領収書
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳・障害者控除対象者認 定証など、証明できるものを持参してください

※ 印鑑、各種帳簿は上記の所得者全員必要です





町県民税と国民健康保険税の申告受付が始まります。 土・ 日を除く、2月 16日月~3月16日月(受付時間: 8時30分~12時/13時~17時) の1か月間、役場本庁に申告会場を設けますので、忘れずに申告しましょう。

問 役場税務課 賦課係 ☎ 22-7762

無収入の人は赤池支所・方城支所でも申告ができます でも申告が必要な人

【申告が必要な無収入の人】

- ①遺族年金や障害年金を受給している人で平成26年から初 めて受給するようになった人
- ② 国民健康保険の加入者 (正しい保険税算定のため、収入の 有無に関わらず申告してください)
- ③ 所得証明の取得などのため、申告が必要になる人

▶ 申告の時に必要なもの

- 印鑑 (代理の人が申告する場合は代理人の印鑑)
- (主) 所得が少ない人は、状況に応じて国民健康保険税額が 軽減される場合があります。申告がなければ税額の軽 減措置が受けられませんので、ご注意ください。

給与所得者の申告について

【申告が必要な給与所得者】

- ① 給与をもらった人で年末調整をしていない人 ※勤務先の給与担当者にご確認ください。
- ② 2か所以上の支払者から給与をもらった人や日雇い・パー ト収入の人など
- ③事業所得や不動産所得、年金など給与以外の所得があっ た人

【申告が必要でない給与所得者】

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- ② 平成26年中の所得が給与だけで、勤務先で年末調整し、 勤務先から福智町に給与支払報告書が提出されている人 ※ 勤務先の給与担当者にご確認ください。転職された場合は、前職 分の給与も年末調整に含んだ場合に限ります。
 - 注 年末調整していても、給与以外の所得がある場合は、 申告が必要です。
 - (注) 各種控除を受ける場合は申告が必要です。

▶ 申告の時に必要なもの

- 給与所得の源泉徴収票
- 給与以外の所得がある場合は収入(帳簿など)と経費(領収 書など) が分かるもの
- 印鑑
- 各控除を受ける人は生命保険料や地震保険料、社会保険 料などの支払証明書、医療費控除を受ける場合は医療費控 除の明細書と領収書
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳・障害者控除対象者認 定証など、証明できるものを持参してください

会社員や公務員などは、給与から税金を徴収 され、年末調整で税金を精算します。しかし、 年末調整を受けられない場合や医療費控除な ど年末調整で精算されない控除もありますの で、その際は確定申告を行ってください。



